連合神奈川「2025年度に向けた政策・制度要求と提言」回答書

【経済・産業政策】

１．経済や産業の構造変革に対応するため、社会基盤やあらゆる産業において、ＡＩ・ＩｏＴなどのさらなる活用をはじめ、ＤＸの実現に向けた環境整備を積極的に支援するとともに、特に中小企業における業務基盤を支える資金については、融資・助成等様々な方法での支援を積極的に行うこと。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局県では、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、労働力不足の解消に向けて、製造業における生成AI等の活用を促進するため、令和６年度から人材育成支援や専門家派遣、製品化・事業化支援を実施しています。また、公益財団法人神奈川産業振興センターに設置している専用相談窓口において、中小企業・小規模企業のＩｏＴ等の導入・活用に関する相談に応じているほか、専門家を派遣して、その企業に最適なＩｏＴ等の導入・活用の助言を行っています。さらに、公益財団法人神奈川産業振興センターが小規模企業者に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースすることで、ＩｏＴをはじめとした設備の導入を後押ししているほか、金融機関及び神奈川県信用保証協会と連携し、県中小企業制度融資により中小企業のＩＣＴ設備の導入等のための資金調達を支援しています。 |

２．ＤＸやＧＸなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会への様々な変化について、具体的な対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を速やかに実施すること。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局現在、産業・経済・社会への様々な変化について検討するための政労使の枠組みを新たに構築することは検討していませんが、企業の経営者や人事担当者等を対象に、労働団体や経営者団体と毎年度開催している政労使一体の働き方改革フォーラムなど、既存の様々な機会も活用していきます。また、産業技術短期大学校等において、企業の従業員向けの学び直しの取組として、ＩＴやＤＸ等に関する職業訓練（スキルアップセミナー）を実施しており、引き続き、産業界の様々な変化に対応した企業の職業能力開発の支援に取り組んでいきます。さらに、今年度新たに中小企業100社程度の従業員に、オンライン講座によるリスキリングの機会を提供する「神奈川県リスキリング人材育成事業」を開始し、今後、企業内のＤＸ人材等の育成や業務の効率化につながるよう、支援に取り組んでいきます。 |

３．2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を活用した適正な取引に向け、実効性の高い啓発や積極的な指導を行うこと。とりわけ、自治体が行う公共事業、公共調達などにおいても労務費の価格転嫁がはかれるよう率先垂範して時勢に応じた設計労務単価の引き上げや工期・納期の設定を行うこと。加えて、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」を行う企業が増えるよう、啓発・助言を行うこと。

また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担についての軽減対策を引き続き講じること。

|  |
| --- |
| （回答）会計局、県土整備局、産業労働局円滑な価格転嫁について、発注側の企業に対し、下請法の遵守と適正な価格決定への配慮を要請するとともに、経済団体や県内市町村を通じて事業者への周知の呼びかけを行いました。公共工事の設計積算に用いる設計労務単価については、国、都道府県及び政令市が毎年共同で実施している公共事業労務費調査の結果をもとに、国が都道府県別に設定することになっています。公共事業労務費調査の結果は、国が設定した単価であり、県が独自で設計労務単価を見直すことは困難ですが、国が設計労務単価を改定した際は、速やかに県発注工事に適用できるよう、対応していきます。公共工事の工期設定については、作業に必要な日数、準備及び片付けに要する日数に、不稼働日として、休祭日、夏季・年末年始休暇及び週休２日制を加味した休日や、雨天日及び猛暑日を加えた適正な工期の設定に努めています。一般業務委託の予定価格の積算に当たっては、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価等を適切に反映することとしています。庁舎内清掃、施設の有人警備については、現状に即した標準的な積算基準を策定しており、予定価格の積算に当たっては、国土交通省発表の最新の建築保全業務労務単価を用いることとしています。積算基準を策定していない業務委託についても、各執行機関において、最新の労務単価、物価資料などのほか、適切な資料がない場合には参考見積により、適切な予定価格の積算に努めています。さらに、県は、適切な価格転嫁の促進に向け、今年度、知事が県内経済団体を訪問し、事業者の「パートナーシップ構築宣言」の取組への参加を直接要請したほか、生産性向上促進事業費補助金等の審査において、パートナーシップ構築宣言を行った事業者に加点措置を設けました。国に対しても、価格転嫁等の取引適正化の推進を、全国知事会を通じて要望しているほか、県単独でも要望しています。特別高圧契約法人の電気料金負担の軽減対策については、中小製造業・倉庫業者や、商業施設・オフィスビルに入居する事業者に対して県独自に支援を実施しています。今後も、物価高騰の状況等、社会情勢を踏まえて、必要な支援策を検討していきます。 |

４．女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。さらに、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局、福祉子どもみらい局県では、かながわ男女共同参画推進プランにて、プランの進捗状況を年次報告書として取りまとめ、県の取組や25～44歳の女性の就業率や企業における男性と女性の所定内給与額の格差等の指標の現状数値など、男女共同参画の推進に係る状況を県ホームページで公表し、県民の皆様に広くお知らせしています。また、未だに６歳未満の子がいる共働き世代の家事関連時間や、家族の介護・看護を理由とする離職者数が女性に偏っていることなどから、県では、仕事と育児や介護、不妊治療等を両立できる職場環境の整備に取り組む県内中小企業に対して、今年度から奨励金を交付しています。さらに、39歳までの若年者を対象とした「かながわ若者就職支援センター」や40歳以上の中高年齢者を対象とした「シニア・ジョブスタイル・かながわ」、育児期などの女性の就労に向けた幅広い相談に応じる「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において多様なニーズに対応した就業支援を行っています。 |

５．男女がともに仕事と育児や介護等の両立を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、支援制度等の環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得と取得期間の延長を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

|  |
| --- |
| （回答）福祉子どもみらい局、産業労働局県では、男女雇用機会均等法や育児･介護休業法など労働関係法規の遵守に関して、県で作成した広報誌やホームページに解説を掲載するとともに、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談により、企業や労働者に助言等を行い、普及啓発に努めています。神奈川県子ども・子育て支援推進条例第16条に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「子育て応援団」として認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備を図るとともに、子育て初心者の父親の子育てを支援するため、かながわパパ応援サイト「パパノミカタ」を開設し、最新の育児休業制度をはじめとした子育てに関する基礎知識などを情報提供することで、男性の積極的な育休取得の促進に取り組んでいます。さらに、県内中小企業に対するテレワークやＩＣＴ活用に関するアドバイザーの派遣やセミナーを開催するほか、令和６年度から新たに、仕事と育児を両立できる職場環境の整備や男性の育児休業取得促進、仕事と不妊治療等の両立に取り組む県内中小企業に奨励金を交付する事業を実施しており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き、職場環境の整備促進に取り組んでいきます。 |

６．会社の指揮命令を受けるなど雇用契約に近いにもかかわらず、形式上は業務委託契約とされる等によって、労働法の保護を受けることができない労働者が増加していることを踏まえ、労基法上の労働者として労働条件の最低基準が遵守されるよう、啓発・教育の機会の充実をはかること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局県では、さまざまな労働問題への対処方法を紹介する「労働問題対処ノウハウ集」の一つに、業務委託契約で働くときの留意点を取り上げ、業務委託契約でも労働法の保護が受けられる場合の基準等を示し、労働相談において活用しています。また、労働問題の当事者による自主的な解決や安定的な労使関係の形成を促すために、労働関係諸法令や労使関係・労務管理に関する知識に係る普及啓発を行っています。具体的には、時宜に応じた労働関係情報の普及啓発のための冊子である「労働かながわ」や、労働法制等の普及啓発資料「労働手帳」等を作成し、労働相談窓口や市町村窓口等で配布しています。こうした取組を通じて、引き続き、啓発・教育の機会の充実を図っていきます。 |

７．自動車運転業務、医師、建設事業等を含め時間外労働の上限規制が確実に遵守されるよう監督・指導を徹底し、長時間労働の是正をはかること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局（健康医療局、県土整備局）県では、法的権限を持っていないことから、企業に対して是正勧告を行うことはできませんが、労働者や使用者が抱える労働問題の解決を支援するため、かながわ労働センター及び各支所による労働相談を実施しています。違法な時間外労働に関する相談があった場合には、法令に関する情報提供や、対処方法について助言を行っており、その一つとして、労働基準監督署への申告など、権限を持つ他の機関を紹介しています。 |

８．セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を改善整備するとともに、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局令和元年５月の労働施策総合推進法等の改正により、職場におけるハラスメント防止対策が事業主の義務となったこと等に伴い、県では、これらの普及啓発を行うため、令和２年度に中小企業のためのパワハラ対策マニュアルを作成し、配布しました。また、令和５年度は、12月を職場のハラスメント相談強化月間に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、弁護士を講師とし、「職場のハラスメントの防止対策と事後対応」をテーマとしたセミナー等を実施しています。令和６年度も同様の取組を実施予定であり、今後も、職場のハラスメントなどの未然防止に向けて、普及啓発に取り組んでいきます。 |

９．障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および、新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局、福祉子どもみらい局県では、雇用ゼロ企業を含む法定雇用率未達成企業を主な対象として、障がい者雇用の理解を深めていただくため、個別訪問や出前講座などを行い、雇用に向けた準備から採用、定着までの相談に応じています。さらに、障がい者の雇用促進に向けたフォーラムや企業交流会等を開催し、障がい者雇用における配慮事項や取組事例等を伝えることなどにより、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向けて取り組んでいきます。県は、増加している精神障がい者の相談支援機能を強化するため、今年度から新たに、障害者就業・生活支援センターに精神保健福祉士等の高い専門性を有する職員を新たに配置しています。引き続き、障がい者からの相談に適切に対応できる体制整備に努めていきます。 |

10．外国人技能実習制度に代わる育成就労制度および特定技能制度において就労する外国人労働者受け入れについては、適正な受け入れとなるよう指導・監督を強化すること。また、受け入れ外国人労働者の定着、就労継続を促進するためにも、地域の生活者としてのコミュニティ形成に向け、生活情報の多言語発信や日本語習得の機会拡大等について受け入れ企業とも連携した支援を強化すること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局、文化スポーツ局県では、育成就労制度および特定技能制度において就労する外国人労働者に関して、指導・監督する法的権限を持っていませんが、今年度新たに、外国人労働者の職場定着に取り組む県内企業に対して奨励金を交付するとともに、企業で働く日本語が基礎及び日常会話レベルの外国人労働者向けに、職場において日本語でスムーズにコミュニケーションを取れるようにするための日本語教育事業を実施しています。また、外国人労働者やその家族の目線に立ち、多岐に渡る生活面の課題に係る相談及び困りごとや、外国人材を雇用したい企業からの相談をワンストップで受け付ける外国人労働者支援チーム「ワーカーズ・コンシェルジュ」を設置しており、市町村等と連携して個々のニーズに応じて迅速に対応しています。なお、県では、「多言語支援センターかながわ」の運営により、多言語で生活情報等の発信や通訳支援を行うとともに、市町村や関係機関等と連携した日本語教育の総合的な体制づくりを進めており、外国籍県民等が地域社会の一員として、安心してくらせる環境の整備を推進しています。 |

11．地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。また、多様化・複雑化する生活の困りごとに対応する相談については、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制の構築」を基本に、ヤングケアラーを含むすべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進めること。

|  |
| --- |
| （回答）福祉子どもみらい局、教育局県では、市町村が行う包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業を支援するため、後方支援事業として、アドバイザーの派遣や研修会、連絡会の開催等を実施しています。また、生活困窮者自立相談支援機関では、「断らない相談支援体制の構築」を基本に、地域における多様な支援機関と連携しながら、日々の生活での不安や困りごとの相談に対応していきます。なお、ケアラー支援のニーズに対応するため、ケアラー・ヤングケアラー専用の相談窓口の開設や、「ケアラーズカフェ」等の居場所づくりの支援を行っております。ケアラー支援専門員を設置し、市町村や学校・ＮＰＯ等関係機関からの２次相談に対応する等、支援ニーズを把握するとともに、ケアラーそれぞれの課題に応じた支援ができるよう、地域の支援機関のネットワークを構築し、対応力を高める取組を進めております。さらに、市町村が様々な支援を総合的にコーディネートできる人材を配置できるよう、養成研修の実施を予定しています。また、県教育委員会では、政令市及び中核市を除く公立学校において、令和５年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、子どもたちが抱える様々な困難を早期に把握し、プッシュ型面談などを通じて、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもを医療や福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」に取り組んでいます。「ヤングケアラー」の理解促進に向け、令和４年３月にヤングケアラーの実情や対応方法等について解説した教職員向けリーフレットを作成し、県内の公立学校の教職員に配付しました。引き続き、研修会等で同リーフレットを活用するなど、「ヤングケアラー」の啓発に向けて取り組んでいきます。 |

12．安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療・介護職場におけるワーク・ライフ・バランスを尊重し虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、賃金をはじめとした処遇改善を行い人材確保・離職防止に努めること。

|  |
| --- |
| （回答）健康医療局、福祉子どもみらい局県では、神奈川県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医師や看護師等の医療従事者の労務管理の適正化やタスク・シフト/シェアなどの勤務環境改善、ハラスメント対応などについて支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による補助メニューを活用し必要な支援を行っていきます。介護分野について、職場環境を整備し、人材の確保と育成を図ることは重要であり、県では経営者層に向けたマネジメントセミナーを開催するとともに、社会保険労務士や税理士等の経営アドバイザーを事業所に派遣することなどを通じて、個々の職場環境に応じた具体的な解決を図る取組を進めています。また、多様な働き方による事業運営を進めるため、週休３日制の導入を柱としたモデル事業を実施しています。また、県では、介護保険事業所の管理者等の責任者向けに、カスタマーハラスメントの対処方法や心得、対処法の実例を紹介する、弁護士による「ハラスメント対策研修」をオンラインで実施するほか、弁護士による法律相談窓口を設置する事業を実施し、ハラスメントの防止を図っています。今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、令和６年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪問サービス事業者の人材確保、人材資質向上、定着支援に向けた支援方策を検討するよう国に要望しています。さらに、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣する事業を行っており、引き続き事業所の支援を行っていきます。今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。 |

【社会インフラ政策】

13．県内の医療人材不足が顕著であることから、災害時をも見据えた地域医療体制が担い手の過度な負担なく維持されるよう計画的人材育成・確保を進めること。

|  |
| --- |
| （回答）健康医療局医師養成については、県内の医師の不足を中長期的に解消するため、県内の４医科大学に「地域枠」を設定して入学定員を拡大し、修学資金の貸付けを行っています。この地域枠による大学の臨時定員増は、令和元年度末までの措置でしたが、本県をはじめとする都道府県の要望活動の結果、令和７年度まで制度が延長されたことに加えて、本県では、令和６年度から、横浜市立大学及び聖マリアンナ医科大学と県が共同で国へ要請を行い、計５名の地域枠の増員を行っています。令和８年度以降も地域枠が維持できるよう、引き続き国に要望していきます。また、県の地域医療に貢献する意識の涵養を図るために、医学生・医師を対象にした県の地域医療や医師が不足する診療科に対する普及啓発を行うイベントを開催していきます。看護師についても、修学資金制度の継続や勤務環境改善の支援により、引き続き県内での就業・定着に結び付けていきたいと考えています。 |

14．放課後児童の居場所づくり事業については、希望するすべての児童に対応できるよう拡充するとともに、食事提供など更なる放課後施策の充実をはかり、有資格支援員の増員と処遇改善を行うこと。

|  |
| --- |
| （回答）福祉子どもみらい局放課後児童クラブについては、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画で、市町村はニーズ把握を行い、ニーズを踏まえたクラブの配置、供給量を計画に位置付けており、県としてはこれらの市町村の取組を支援していきます。また、県として今年度から放課後児童クラブの受け皿確保を促進するためのクラブ整備費用の補助を拡充し、クラブの定員枠を増やせるよう支援しています。食事提供については、事業の実施主体である市町村が実施について検討しますが、県としては、市町村との担当者会議等で情報交換を行っていきます。また、放課後児童支援員の数は、各市町村が地域の実情に応じて条例で定める職員配置基準に従い、各クラブが配置するものであり、県としては、引き続き放課後児童支援員認定資格研修を実施し、各クラブで働く職員が必要な資格を得られるよう支援していきます。職員の処遇改善については、今年度国において、常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合の補助基準額が創設されたことから、県としても財政措置を行っています。 |

15．能登半島地震の経験を踏まえ、地域防災計画の更新および防災訓練等の実施にあたっては、その意思決定の場に女性をはじめ、障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、居住外国人等、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細やかかつ柔軟に対応できる備えに足るものとすること。また、ＡＩを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、迅速な避難誘導や広域的な安否確認に取り組むこと。

|  |
| --- |
| （回答）くらし安全防災局（福祉子どもみらい局、文化スポーツ観光局）防災会議の委員及び定数は、災害対策基本法及び神奈川県防災会議条例において規定されているところ、防災会議には、現在、女性や居住外国人といった様々な立場を代表する委員に参画いただいており、県地域防災計画の修正は、神奈川県防災会議において、こうした委員の皆様の審議を経て決定することとなりますが、引き続き、被災時に弱者となりやすい多様な立場の方々のご意見等を県地域防災計画に反映できるよう努めていきます。また、防災訓練については、毎年実施しているビッグレスキューかながわにおいて、災害時における聴覚障がい者や盲ろう者への対応などについて、当事者や支援者団体から、事前に訓練参加者に対して説明をしています。さらに、訓練当日は、会場内に手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、展示・体験ブースでは、障がい者に対する災害対策の普及啓発を行っています。このほか、災害情報の収集や避難対策などの災害対応にあたっては、引き続き、デジタル技術の活用やＤＸの推進に努めていきます。 |

16．自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道等の生活インフラの耐震化、老朽化対策を進めるため、予算と人員の確保を行うこと。

|  |
| --- |
| （回答）県土整備局、健康医療局、企業局県が所管する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラや流域下水道では、必要な施設の耐震化や老朽化対策を推進するため適切な予算を確保するとともに、国に対し、十分な予算措置を講じるよう働きかけていきます。また、喫緊の課題である技術職の人員を確保するため、学生等への積極的な情報発信、経験者人材の確保などの取組を進めていきます。上下水道について、県では、令和６年３月に改定した「神奈川県水道ビジョン」において、「技術力の確保」や「水道施設の計画的な耐震化」等を目標に掲げ、国庫補助金の活用等により、水道事業者における耐震化等の基盤強化を支援する取組を進めており、更なる推進のため国庫補助金の採択基準緩和等について国へ働きかけを行っています。また、県内12市６町を給水区域とする県営水道では、令和６年度から新たな経営計画をスタートし、大規模地震の発生に備え、管路を含む水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の台風などによる大規模な水害の教訓等を踏まえ、浸水、停電対策の充実など、風水害への備えを強化します。老朽化した水道管路の更新や水道施設の整備などを計画的に進められるよう、経営計画では、５年間で約1,500億円の施設整備費を見込んでおり、各年度において予算の確保に努めていきます。　人員の確保にあたっては、適正な職員体制を整備するとともに、これまで培った技術の継承を図るため、研修制度の充実等に取り組むなど人材の育成に努めていきます。また、民間団体や教育機関と連携し、人材の確保・育成に努めていきます。 |

17．2024年問題に象徴される物流危機に対応するため、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備、宅配ボックス設置に向けた支援策の拡充など、物流事業者や地域の住民など関係箇所と連携した諸施策の推進をはかるとともに、東京都で実施されている「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」等を参考に、神奈川県においても実施に向けた検討を進めること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局、県警本部県では、荷待ち・荷役時間の削減や取引価格の適正化についての要請を県内親事業者に対して文書で行うとともに、再配達の削減に向けた、県民の意識改革や行動変容を促すための「県のたより」を活用した広報を実施してきました。また、物流の2024年問題への対応として、中小企業者で組織する事業協同組合等を支援するため、物流効率化に資する設備を導入する経費に対し、神奈川県中小企業団体中央会を通じて補助を行っています。さらに、県警察では、従前から交通実態や駐車需要に配慮し、駐車規制の見直しを推進しております。今後も関係機関・団体等に対し、駐車需要に見合った路外駐車施設・荷捌きスペースの確保について、働きかけを行うとともに、物流事業者や地域の方々の要望・意見を踏まえ、貨物集配中の車両に係る規制の見直しを図っていきます。 |

18．高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。そのためにも、整備要員を含めた公共交通を維持するための人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。

|  |
| --- |
| （回答）くらし安全防災局、産業労働局、福祉子どもみらい局交通不便地における公共交通の確保など、各地域課題の取組については、これまでも市町村が主体となって行っており、県は、市町村、国及び交通事業者で構成する地域交通研究会などを通じて、「神奈川版ライドシェア」等の先進的な取組などを紹介するとともに、市町が設置している地域公共交通会議において、広域的な視点から助言などを行っているところです。交通事業者の人材確保等への支援については、県は、バス協会に対し、運転手の確保について交付金を活用して支援を行っています。また、国が行う２種免許取得費用に対する補助について、県は、十分な予算措置を講じるよう働きかけています。なお、県では、就職氷河期世代を対象とした合同就職面接会である「かながわ正社員就職フェア」において、公共交通を担う企業にも出展いただき、正社員就職を希望する求職者とのマッチングの機会を提供しています。また、鉄道株式会社等においては精神障害者保健福祉手帳所持者への運賃割引が順次導入されることが決まりましたが、県内バス事業者等での導入につきましては引き続きバス協会等へ要望していきます。 |

19．暮らしの中で急速に進むデジタル化に対するデジタルデバイド解消に向け、一人暮らし高齢者や低所得者、障がい者などの利用技術習得機会を確保すること。あわせて、情報格差を埋める対人サービスの確保を行うこと。

|  |
| --- |
| （回答）福祉子どもみらい局、総務局県では、県民誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会を実現するため、「デジタルデバイドの解消・防止」に取り組んでいます。県の情報発信を行う県公式ウェブサイトなどについて、ＪＩＳ規格に基づく適合試験等を実施し、適合していない部分があれば見直していく取り組みを毎年度繰り返し実行しています。これにより、高齢者や障害者等を含む誰もが、県のウェブサイトから提供される情報や機能を支障なく利用できることを目指しています。県では、高齢者がＩＣＴ（情報通信技術）を活用して、地域や仲間とのつながりを持続できるように、老人クラブの会員に向け、令和３年度より、「新しい生活様式でつながる研修」を実施しています。当研修では、スマートフォンやチャットアプリの使い方等の講座を実施しており、高齢者のＩＣＴ活用の支援を行っています。また、毎年県民向けに「サイバーセキュリティセミナー」を開催し、インターネットの安全な利用方法などを分かりやすく説明する取組も実施しています。なお、総務省では高齢者をはじめとした様々な方に向けたデジタル機器・サービスの利用方法の講習会をデジタル活用支援推進事業として実施しており、県も広報や関係団体への周知等の支援を行っています。 |

20．2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン2050」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。目標達成に向け、省エネ家電への買い替え補助等、県民・市民の行動変容を促す施策を重点的に実施すること。また、脱炭素に向けた機運醸成と技術革新のため、産学官の連携による技術開発および実装環境の整備への支援を拡充すること。

|  |
| --- |
| （回答）環境農政局、産業労働局「かながわ脱炭素ビジョン2050」については、かながわ脱炭素ポータルサイトで広く県民に周知しているほか、企業からの依頼に応じて、本ビジョンに関する講演を実施するなどしています。また、令和６年３月に全面改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」については、毎年度部門ごとの排出量を推計し、施策に関する指標（ＫＰＩ）の達成状況も把握した上で、ＰＤＣＡサイクルにより、改善すべき施策等を整理するとともに、これらをホームページで公表していきます。県民・市民の行動変容については、脱炭素に資する商品の購入時等にポイントを付与する事業や地域ワークショップの開催などの普及啓発を通じて、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促していきます。また、県では、脱炭素化に資する新たな技術等の実用化に向け、研究開発や実証等を支援しているほか、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、新技術の開発における技術的課題の解決に向けた支援等を行っています。 |

21．海洋プラスチックごみ問題の解決をめざし、「かながわプラごみゼロ宣言」「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」に基づきプラごみの排出を減らすリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を積極的に進めること。

|  |
| --- |
| （回答）環境農政局県では、廃棄物処理の基本的な考え方として、まずは廃棄物の排出そのものをできる限り減らすことに努め（排出抑制）、その上で、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うことを進め（再使用）、最後に、繰り返し使えないものは資源として活用する（再生利用）こととしています。河川や海岸線等のプラスチックごみを削減するためには、内陸部と沿岸域が一体となった取組が重要であり、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」や「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の主旨を踏まえ、発生抑制を実施した上で再使用・再生利用を進め、それでも環境中に流出してしまったプラスチックごみは、クリーン活動等により回収していきます。今後も引き続き関係者との連携を図り、プラスチックごみを含む海岸漂着物の発生抑制や円滑な処理に係る取組を進めていきます。 |

22．環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、充分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入及び車両整備の促進に努めること。

また、電気自動車の導入促進のために、ＥＶスタンドや急速充電施設を増設し、燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車や燃費効率の高いディーゼルエンジン等の普及促進のための支援を充実させること。

さらに、観光地等での渋滞抑制のためにも、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムの充実、および県西地域における貨客混載による宅配便輸送への取り組みなど環境負荷の少ない交通政策を推進すること。

|  |
| --- |
| （回答）県警本部、環境農政局、くらし安全防災局、県土整備局県は、神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を図るとともに、自転車マナーアップ運動等を通じて、自転車の交通ルール、自転車損害賠償責任保険等への加入義務、点検整備の重要性について広報啓発を強化していきます。また、自転車専用レーンの普及と安全の確保について、自転車歩行者専用道路として、相模川自転車道や藤沢大和自転車道の整備を行うとともに、車道混在の道路においては、自転車の走行位置を示す矢羽根の設置や、急勾配箇所への注意喚起看板を設置するなどして、安全対策を図っています。県は、2050年脱炭素社会の実現に向けて、2030年度までに県内で販売される乗用車を全て電動車にすることを目標としています。ここでいう電動車とは、電気自動車や燃料電池自動車のほか、プラグイン・ハイブリッド自動車やハイブリッド自動車を含むものですが、電動車の中でも、より環境性能の高い電気自動車及び燃料電池自動車の普及を拡大するため、車両の導入や充電・充てん設備の整備に対する補助制度など、様々な支援策を講じています。環境負荷の少ない交通政策の推進について、県は、「かながわ交通計画」の都市交通の目標に「環境負荷の低減」を掲げており、交通需要マネジメントによる自動車利用から公共交通利用の転換や、モーダルシフトによる環境にやさしいグリーンな物流の実現など、脱炭素社会の実現を目指しています。なお、バス優先信号制御については、バス事業者と調整を図りながら整備を推進していきます。バスレーン違反車両については、該当する車両に対する指導取締りを引き続き推進していきます。 |

23．県内のエネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制を構築すること。また、様々なエネルギー（発電方法）のベストミックスと電力供給の効率化システムの構築を促進するとともに再生可能エネルギー普及への取り組みを推進すること。

|  |
| --- |
| （回答）環境農政局エネルギーの地産地消に係る取組の一環として、「自家消費型再生可能エネルギー導入費補助」や「０円ソーラー」等を実施しており、太陽光発電等の導入を支援しています。太陽光発電や蓄電池は、エネルギー自給率の向上に寄与するとともに、災害時の活用も見込まれ、県としても引き続き支援を進めていきます。また、令和６年３月に全面改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」において、国のエネルギー基本計画等を踏まえ、「再生可能エネルギーを2030年度までに270万kW以上導入」することを新たな目標として設定しています。その目標の達成に向けて、県民、事業者などの取組を後押しするとともに、県庁の率先実行として、県有施設への太陽光発電の導入などに積極的に取り組んでいきます。 |

24．子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・ＤＸを促進すること。また、４月新学期時点を含め通年で欠員が生じないよう、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。あわせて、教員定数の拡充をはかるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、ＩＣＴの専門スタッフなどの人的措置により教員の業務負担の軽減をはかること。並びに、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。

|  |
| --- |
| （回答）教育委員会人的措置に関し、県立高校及び中等教育学校については、令和５年度からスクールカウンセラーを96人から140人に、スクールソーシャルワーカーを延べ60人から140人に大幅に拡充し、すべての学校に週１日配置しています。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、常勤職員として配置できるよう措置することを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に強く要望しており、今後も継続して要望していきます。政令市を除く公立小・中学校については、県スクールカウンセラーを全中学校に配置し（１日７時間×35日＝年間245時間が基本）、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しており、令和５年度から、重点配置校を24校から90校に増加するとともに、スクールカウンセラーアドバイザーの勤務日数を年間24日から208日に拡充しました。併せて、政令市及び中核市を除く公立小・中学校に対応する県スクールソーシャルワーカーを平成21年度から教育事務所に配置しており、令和６年度は50名を配置しました。加えて、週４日勤務するスクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に４名配置し、学校と関係機関との連携による対応に努めております。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法において算定することや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、県の個別的提案や、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。　また、ＩＣＴの専門スタッフについては、配置のための経費として地方財政措置がなされていますが、希望する学校すべてにＩＣＴ支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望していきます。教員の採用については、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な年齢構成も踏まえた中期的な視点に立って、計画的に必要な教員を確保できるよう努めていきます。教員定数については、県教育委員会として、子ども達一人ひとりの最適な学びの実現と教員の働き方改革の推進等に向けた対応として教職員定数の改善を国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけていきます。スクール・サポート・スタッフについては、令和６年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望していきます。　教員の育成については、県教育委員会が策定した「神奈川県のめざすべき教職員像の実現に向けて～校長及び教員の資質向上に関する指標～」を踏まえ、体系的にまとめた教員研修計画に基づいて研修を実施し、校長及び教員の資質向上を図っていきます。 |

25．中等・高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度および、返済支援制度を創設・拡充すること。あわせて貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。

|  |
| --- |
| （回答）福祉子どもみらい局、教育委員会令和２年４月に高等教育の修学支援新制度が創設され、一定の要件（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）の学生を対象に、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金が合わせて措置されております。県では、これまで、多子世帯への支援の充実や、補助対象となる世帯の拡充、補助額の増額など、制度の拡充を国に要望してまいりました。国においても、令和６年度から、新たに多子世帯や理工農系の中間層（年収600万円程度までの世帯）に支援対象が拡大されたほか、令和７年度からは、多子世帯の授業料等を無償とする措置等を講ずることとされており、一定の成果があったと考えています。県では、引き続き、補助対象となる世帯の拡充や一人当たりの補助額の増額など、国に対してさらなる拡充を要望していきます。高校生等に係る授業料以外の必要な教育費については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯などの生徒を対象に、国の補助金を活用し、高校生等奨学給付金を支給しています。子どもたちが、経済的理由で学びを諦めることなく、本人が希望する進路に進めるよう、給付金の支給単価の増額と支給対象世帯の拡大を、引き続き国に要望していきます。また、県教育委員会においても、給付型奨学金については、可能な限り多くの人数を採用するよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望しています。 |

26．外国につながる子ども達が県内で増加している。義務教育への就学、高等学校への進学、就労、それぞれの段階で言語や生活習慣の相違等様々なことに起因する困難が生じ、結果として教育格差・生活格差が生じている。外国につながる子どもとその家族を地域の中で孤立させず、保護者も含めた必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

|  |
| --- |
| （回答）文化スポーツ観光局、産業労働局、教育委員会外国籍県民等が地域で共にくらす一員として、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりを目指し、県は「多言語支援センターかながわ」を運営して多言語での相談対応や情報提供を行うとともに、市町村や関係機関等と連携した日本語教育の総合的な体制づくりを進めています。また、外国人労働者やその家族の目線に立ち、多岐に渡る生活面の課題に係る相談及び困りごとや、外国人材を雇用したい企業からの相談をワンストップで受け付ける外国人労働者支援チーム「ワーカーズ・コンシェルジュ」を設置しており、市町村等と連携して個々のニーズに応じて迅速に対応しています。教育関係については、教育委員会作成の「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引き」において、保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫や保護者の困難さに寄り添うために留意すべき点等について言及し、教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図れるよう周知徹底を図っています。「帰国児童・生徒、外国につながりのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」において、県内各校での保護者対応に関わる工夫した取組を共有できる場を設定することや、児童・生徒およびその保護者への母語支援の一環として、翻訳ソフト・アプリ等ＩＣＴの活用についての情報共有を行っています。さらに、教育委員会では、本県の公立高等学校の入学者選抜制度として、一般募集のほかに、一般募集の志願資格を満たし、原則として、外国籍（難民として認定された者を含む。）を有する15歳以上の者（日本国籍を取得して６年以内の者も同等とする。）で、入国後の在留期間が通算６年以内の者を対象とした在県外国人等特別募集を実施しており、令和７年度入学者選抜では19校で募集を行うこととしています。日本語を母語としない生徒等の志願が想定される県立高等学校に対して、当該高等学校が実施する県立高等学校入学者選抜に係る説明会等への通訳依頼に対する予算措置を行うとともに、外国につながる子どもたちに対しては、NPO法人と協働して日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンスを開催するなど、引き続き外国につながる子どもたち等へのサポートを行っていきます。併せて、高校合格から入学までの間に、日本語や学校生活等について学ぶ「プレスクール」を開催し、入学前から支援を開始しています。 |

27．ジェンダー平等社会の実現に向け、「かながわ男女共同参画推進プラン（第５次）」の浸透をはかり、地域・職場・教育現場において日常の様々な場面で直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。また、県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、県が率先して連携に向けた取り組みを進めるとともに、都道府県間連携に向け県としての制度導入を検討すること。

|  |
| --- |
| （回答）福祉子どもみらい局、産業労働局かながわ男女共同参画推進プラン（第５次）の浸透に向けて、若年層への取組や企業へのセミナー等の働きかけを行うと共に、プランの進捗状況を年次報告書として取りまとめ、男女共同参画の推進に係る状況を県ホームページで公表し、県民の皆様に広くお知らせしています。また、神奈川県男女共同参画審議会によるプランの進捗状況に関する評価を公表するとともに、施策にフィードバックし、プランに位置付けられた目標の達成に向けて着実に事業を遂行していきます。パートナーシップ制度については、県としては、婚姻届の受理をはじめ、住民登録や戸籍の事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えており、現時点で導入に向けた検討は考えていませんが、パートナーシップ制度の市町村間の連携促進に努めていきます。 |

28．LGBTQ＋などの性的マイノリティや在日外国人（朝鮮半島出身者、クルド人等）、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定することを含めた取り組みを進めること。

|  |
| --- |
| （回答）福祉子どもみらい局県では「かながわ人権施策推進指針」に、性的マイノリティ、外国籍県民等、同和問題などの各分野の施策の方向性を明記し、「人権がすべての人に保障される地域社会」の実現を目指しています。条例については、どのような内容であれば実効性を担保できるのか、国や他の自治体の動向を引き続き注視しながら検討していきます。なお、差別被害調査や差別被害救済措置については、人権侵犯事件の調査権限をもつ地方法務局等の窓口をご案内するとともに、人権に関する普及・啓発活動については、国や市町村などと連携していきます。 |

29．県内米軍基地は12施設あり近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。

特に近年、県内米軍基地周辺では、河川・流出地下水から国の目標値を超える有機フッ素化合物（PFAS）の検出が報告されていることから、基地内における実態把握や緊急対策について早急に調査および回答を求め、必要に応じて県の立ち入り調査を求めること。

|  |
| --- |
| （回答）政策局県は、県と基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、基地機能強化・恒久化の回避、日米地位協定の見直し、基地問題に関する国による地元への丁寧な説明と適切な対応、またＰＦＯＳ等に対しては、基地内の汚染状況に関する調査を早急に実施すること、地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること等について、国に要望しています。引き続き、国に対し、関係自治体と連携して、粘り強く求めていきます。 |

30．国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

|  |
| --- |
| （回答）文化スポーツ観光局北朝鮮による拉致問題は、発生から既に40年以上の長い年月が経過し、もはや一刻の猶予も許されない状況です。本県は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長として、拉致問題担当大臣に、直接、要望書を提出するなど、一刻も早い全面解決に向けて、日本政府として主体的に取り組むよう要望を行っています。また、解決に向けた啓発の取組については、「めぐみさんと家族の写真展」の開催や、本県にゆかりのある特定失踪者の方のパネル展示のほか、映画「めぐみ」の上映会を県内５か所で開催するなど県内市町村とも連携して「オール神奈川」で取り組んでおります。加えて、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、県庁本庁舎のブルーライトアップを行うとともに、新たに市町に協力をいただき、めぐみさんの救出を訴えるタペストリーを県内７か所に掲出しました。今後も、拉致問題を決して風化させないよう引き続き啓発活動に取り組むことで、拉致問題に対する理解を深め、解決に向けて県民世論を高めていきます。 |

31．消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。カスタマーハラスメントにかかわる実態調査等を行い、対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進することはもとより、その根拠ともなり、被害を防止するための条例制定の取り組みを進めること。

|  |
| --- |
| （回答）産業労働局、総務局、くらし安全防災局県では、カスタマーハラスメント対策として、カスハラ対策企業マニュアル等の周知や企業向けの講演会を実施しています。また、事業者に対する過剰な要求と思われる苦情や相談が県の消費生活相談窓口に寄せられた際には、カスタマーハラスメントにつながることのないよう、丁寧かつ適切に助言をしているほか、ホームページやリーフレットを通じて、倫理的な消費者行動のより一層の浸透に努めていきます。条例については、国で法制化に向けた検討が進んでいることから、現在、県として制定することは検討していませんが、今後も国と連携して周知啓発などに取り組んでいきます。さらに、県庁内の取組については、職員をカスハラから守る対策の検討を行うため、庁内におけるカスハラの実態調査を行いました。実態調査の結果を踏まえ、今後の対策を検討していきます。 |

32．県の公契約条例に関する協議会はまとめとして、最近の賃金や請負・契約の動向を踏まえ、「2024年問題などへの対応の結果や影響が明らかになった段階で、公契約のあり方について検討」とした。しかし、公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。公契約(公共調達)の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け、改めて取り組みを開始すること。

|  |
| --- |
| （回答）会計局（県土整備局、産業労働局）令和５年度に開催した「公契約に関する協議会」において、公契約条例の必要性について御議論いただきました。令和６年５月の「公契約に関する協議会」からの報告書では、今日時点では、労働報酬下限額を規定する賃金条項のある公契約条例により賃金を下支えする状況にはないとの結論でした。なお、賃金条項がない公契約の理念などを規定した理念条例についても、条例化の必要性については意見が分かれました。議論のまとめとしては、建設業界は2024年問題への対応に直面しており、先が見通せないため、現時点で、これ以上の議論を深めることは難しい状況であったことから、2024年問題などへの対応の結果や影響が明らかになった段階で、その間の社会情勢の変化も考慮したうえで、公契約のあり方についての検討が必要との意見でした。このため、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」や「賃金実態調査の継続」が指摘されました。そこで、県は、公契約のあり方について検討するため、この３つの課題への取組を引き続き進めていきます。 |

33．若者の政治意識の醸成に向けた、参加しやすく、わかりやすい主権者教育の機会を拡充すること。

|  |
| --- |
| （回答）教育委員会、選挙管理委員会県教育委員会では、参議院議員通常選挙の際に、全ての県立高校と中等教育学校で模擬投票を実施しており、事前・事後の学習と合わせて、政治や選挙について学んでいます。現在、若年層の投票率は、他の年代と比べて低く、今後、投票行動につなげていくためには、高校生が社会課題を自分事として捉えられるよう、指導の工夫が必要です。そこで、令和６年７月に「神奈川県教育委員会と神奈川県選挙管理委員会との協力連携に関する協定」を締結し、県選挙管理委員会との連携を強化することで、選挙に関する出前講座を行う機会を増やすなど、一層の意識啓発を図ります。こうした取組を通じて、主権者として自ら考え、自ら判断していく力を醸成するため、今後も県立高校等における主権者教育を進めていきます。 |

34．若者や女性、子育て中の人など、これまで政治から遠いと考えられてきた人たちの当事者性を高めるため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、政治活動、選挙期間、議会等における、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行うこと。

|  |
| --- |
| （回答）議会局、福祉子どもみらい局令和３年６月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和３年法律第67号）では、国及び地方公共団体は、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制整備やハラスメントの発生の防止を図るための研修の実施等の施策を講ずるものとされています。これを受け、本県議会では、女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすい環境を整備するため、欠席事由に出産、育児、介護を規定しています。また、ハラスメント対策の一環としては、令和４年度に研修を実施しており、今後も継続して研修を実施するとともに、国や他都道府県などの動向を注視し、議会におけるハラスメント対策について取り組んでいきます。さらに、政治分野における男女共同参画の状況を「見える化」しています。ホームページに議員に占める女性の割合など女性の政治参画の状況を取りまとめた女性の政治参画マップなど県の状況を公開しています。 |

35．旧姓の通称使用に限界が来ていることを踏まえ、国への民法改正の働きかけを強化すること。また、法改正までの間、神奈川県内におけるパートナーシップ制度の適用状況なども踏まえ、県としての制度導入に取り組むとともに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

|  |
| --- |
| （回答）福祉子どもみらい局旧姓使用に関する民法改正については、国の動向を注視していきます。また、パートナーシップ制度については、県では、婚姻届の受理をはじめ、住民登録や戸籍の事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えており、現時点で県として導入に向けた検討は考えていません。本県においては、全ての市町村が制度を導入していますので、市町村間の連携に努めていきます。なお、ファミリーシップ制度については、国や他の自治体の動向を注視していきます。 |